

広島県税規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年六月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第二十八号

広島県税規則等の一部を改正する規則

(広島県税規則の一部改正)

第一条 広島県税規則(昭和二十九年広島県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条 法第二十二條の三第一項の規定により知事がその職務を定めて指定する徴税吏員は、前条第一号及び第二号に掲げる者で知事が別に指定する者とする。

第四条第二号中「第一号」を削り、同条第三号を削る。

第二十七條の二第一号中「第五十六條第六項」を「第五十六條第七項」に改め、同条第二号中「第五十六條第九項」を「第五十六條第十項」に改める。

第二十九條中「第五十六條第七項」を「第五十六條第八項」に、「第五十六條第八項」を「第五十六條第九項」に改める。

別記様式第二号(面)中「第一号」を記す。

「(県税犯則事件調査吏員の指定)

第3条 法第71条の2, 第71条の23, 第72条の74, 第73条の42, 条, 第140条, 第144条の55, 第175条, 第206条及び第746条がその職務を定めて国税局又は税務署の収税官吏の職務を行徴税吏員は、次に掲げる職務の区分に従い、それぞれ当該による。

- (1) 国税局の収税官吏の職務
総務局税務課に勤務する徴税吏員で知事が別に指定する者
- (2) 税務署の収税官吏の職務
県税事務所長及び県税事務所に勤務する徴税吏員で知

「(徴税吏員)

第2条 知事は、次に掲げる者を法第1条第1項第3号の徴任する。

- (1) 総務局税務課に勤務する県の職員
- (2) 県税事務所長及び県税事務所に勤務する県の職員
- (3) その他県の職員で、知事が別に指定する者
(県税犯則事件調査吏員の指定)

第3条 法第22条の3第1項の規定により知事がその職務は、前条第1号及び第2号に掲げる者で知事が別に指定

事が別に指定する者」

税吏員とし、その権限を委

を定めて指定する徴税吏員
する者とする。」

別記様式第二号を次のように改める。

様式第3号 削除

別記様式第四十八号の1の11中「第7条の3第3項本文」を「第7条の3第4項本文、
第7条の3の2第4項本文又は同条第5項本文」及び「第56条第6項」を「第56条第7
項」に改め、^{(注)5} 同様式付表5中「第15条の3第3項」の次に「、第15条の3の2第4
項又は同条第5項」を加える。

別記様式第四十八号の11中 「第73条の2第6項」を 「第73条の2第7項
第73条の2第7項」

を。

別記様式第四十八号の四を次のように改める。

不動産取得申告書兼
住宅の課税標準の特例・住宅用土地の減額(還付)に関する申告(申請)書

※処理	課税台帳番号	整理番号
-----	--------	------

受印付	平成 年 月 日	不動産の所在地	広島県 市 区 丁目	この申告に対応する 納税 管理人	担当名	
	広島県 県税事務所長様	住所 (法人の場合は所在地) 及び電話番号 (電話番号() ())	(印)		係員名	(印)
		氏名 (ふりがな)			電話番号	() () - () ()
		氏名 (法人の場合は名称 及び代表者氏名)			住所	
平成 年 月 日 市町 受付				氏名	(印)	

取得	完成年月日又は取得年月日	家屋番号又は地番	構造又は地目	種類	床面積又は地積	取得原因	前所有者又は工事施工者の住所(所在地)及び氏名(名称)
家	・ ・		木造・鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造・鉄骨造・軽量鉄骨造・プレハブ造(木質系・軽量鉄骨系・鉄筋コンクリート系)・その他()	住宅・共同住宅・併用住宅 その他()	m ²	新築・増築・改築 売買・贈与・交換 その他()	
屋	・ ・		木造・鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造・鉄骨造・軽量鉄骨造・プレハブ造(木質系・軽量鉄骨系・鉄筋コンクリート系)・その他()	住宅・共同住宅・併用住宅 その他()	m ²	新築・増築・改築 売買・贈与・交換 その他()	
土	・ ・		宅地・公衆用道路・田(農地法第3条・第5条) 畑(農地法第3条・第5条)・山林・雑種地 その他()	住宅用土地 その他	m ²	売買・贈与・交換 その他()	
地	・ ・		宅地・公衆用道路・田(農地法第3条・第5条) 畑(農地法第3条・第5条)・山林・雑種地 その他()	住宅用土地 その他	m ²	売買・贈与・交換 その他()	

注1 該当する場合には□にレ印をしてください。

耐震基準適合 既存住宅	新築年月日	年 月 日
----------------	-------	-------

□ア 上記の家屋(住宅)の取得に係る不動産取得税への住宅控除の適用を申告します。
□イ 上記の土地(住宅用土地)の取得に係る不動産取得税への減額(及び還付)を申告(申請)します。

注3 住宅用土地の取得を申告する者以外の者が住宅を新築(取得)した場合は記入してください。

注2 還付が生じた場合の振込先口座(不動産の取得者と同じ口座名義を記入してください。)				新築住宅の内容	住所 (所在地)	
金融機関・支店等	預金種別	口座番号	口座名義(フリガナ)		氏名 (名称)	
	普通				新築年月日	平成 年 月 日
	当座				取得年月日	平成 年 月 日
				床面積	m ²	

◎ 裏面をお読みください。
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

- (注) 1 ※印が付された欄は、記入しないでください。
- 2 この申告書は、地方税法第73条の18及び広島県税条例第61条の規定により不動産取得の日から60日以内に不動産所在地の市町長を経由して県税事務所に提出することになっています。なお、直接県税事務所に提出しても差支えありません。また、住宅用土地の減額(還付)に関する申告(申請)の場合は直接県税事務所長へ提出してください。
- 3 表面注1の□アにレ印を付した場合、広島県税条例第57条の2第1項(住宅の取得に対する不動産取得税の特例(住宅控除))の申告となります。
なお、住宅の取得について、次の要件に該当する場合は、不動産取得税の課税標準となる住宅の価格から次の一定の額が控除され、還付すべき額があれば還付されます。
- (1) 特例適用住宅(地方税法施行令第39条の2の4第1項に規定する住宅をいう。以下同じ。)が新築された場合は、次に掲げる区分に応じ、次に定める額が住宅の価格から控除されます。
- ア 住宅(床面積が50㎡(戸建以外の貸家住宅にあっては40㎡)以上240㎡以下)の新築 1,200万円
- イ 長期優良住宅(床面積が50㎡(戸建以外の貸家住宅にあっては40㎡)以上240㎡以下)の新築 1,300万円(平成21年6月4日から平成30年3月31日までの取得に限る。)
- (2) 個人が次のいずれにも該当する耐震基準適合既存住宅(地方税法第73条の14第3項に規定する住宅をいう。)を取得した場合は、住宅が新築された時において施行されていた地方税法第73条の14第1項の規定により控除するものとされていた額が住宅の価格から控除されます。
- ア 自己の居住の用に供するもの
- イ 床面積が50㎡以上240㎡以下のもの
- ウ 昭和57年1月1日以後に新築されたもの又は建築士等による耐震基準に適合することの証明(住宅の取得前2年以内のものに限る)を受けたもの
- 4 表面注1の□イにレ印を付した場合、広島県税条例第64条(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額)の申告及び第67条(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の還付)の申請となります。
なお、住宅用土地の取得については、次の要件に該当する場合は、不動産取得税が減額され、還付すべき額があれば還付されます。
- (1) 特例適用住宅が新築された場合
- ア 土地を取得した日から2年(平成30年3月31日までの土地の取得については3年。ただし、一定の要件に該当する場合は4年)以内にその土地の上に特例適用住宅が新築された場合(土地の取得者がその土地を新築の時まで引き続き所有している場合又は土地の取得者からその土地を最初に譲り受けた者により新築された場合に限る。)
- イ 土地を取得した者が、その土地を取得した日前1年の期間内にその土地の上に特例適用住宅を新築していた場合
- ウ 新築未使用の特例適用住宅とその敷地を、その住宅が新築された日から1年以内に取得した場合
- (2) 耐震基準適合既存住宅等(地方税法第73条の24第2項に規定する住宅をいい、平成10年4月1日以後に新築された未使用の住宅を含む。以下同じ。)の用に供する土地の場合
- ア 土地を取得した者が、その土地を取得した日から1年以内に、その土地の上にある耐震基準適合既存住宅等を自己が居住するために取得した場合(耐震基準適合既存住宅等とその敷地を同時に取得した場合を含む。)
- イ 土地を取得した者が、その土地を取得した日前1年の期間内に、その土地の上にある耐震基準適合既存住宅等を自己が居住するために取得していた場合
- (3) ただし、上記の(1)(2)の住宅については一定の要件に該当している必要があります。
- 5 不動産の取得及び取得者とは、おおむね次に掲げるものをいいます。
- (1) 家屋を新築した場合は、その家屋について最初に使用又は譲渡が行われた日をもって家屋の取得とみなし、その家屋の所有者又は譲受人が取得者となります。ただし、家屋が新築されてから6月を経過してもなおその家屋について使用又は譲渡が行われなときは、その6月を経過した日をもって家屋の取得とみなし、その家屋の所有者が取得者となります。
(ただし、平成30年3月31日までに住宅が新築された場合は、一定の条件を満たす場合には6月が1年になります。)
- (2) 家屋を増築した場合は、その家屋の床面積又は体積が増加した場合においては、その増築をもって家屋の取得とみなし、その家屋の所有者が取得者となります。
- (3) 家屋を改築した場合は、その家屋の価格が増加した場合においては、その改築をもって家屋の取得とみなし、その家屋の所有者が取得者となります。
- (4) 家屋を移築した場合は、その家屋を解体し、他の場所に同一材料で建築した場合においても、その移築をもって家屋の取得とみなし、その家屋の所有者が取得者となります。
- (5) 売買、贈与、交換等の場合は、登記の有無にかかわらず、現実に不動産の所有権を取得した時に、その不動産の所有者が取得者となります。
- 6 申告書の記載は、次によってください。
- (1) 「構造又は地目」、「種類」及び「取得原因」については、該当する項目に○を記載してください。なお、該当する項目がない場合には、「その他()」に記載してください。
- (2) 「前所有者又は工事施工者の住所(所在地)及び氏名(名称)」欄は、承継取得の場合は前所有者の住所(所在地)及び氏名(名称)を記入し、家屋を建築した場合は、工事施工者の住所(所在地)及び氏名(名称)を記入してください。
- 7 地方税法第73条の4から第73条の7まで、第73条の14第6項から第14項まで、附則第10条、附則第11条又は附則第12条第1項の規定のいずれかに該当する場合には、その旨を証明する権限のある機関の証明書等を添付してください。
- 8 地方税法第73条の25第1項、第73条の27の2第2項、第73条の27の3第2項、第73条の27の4第2項、第73条の27の5第2項、第73条の27の6第2項、第73条の27の7第2項又は附則第11条の4第1項若しくは第5項の規定のいずれかに該当する場合には、広島県税条例第65条(附則第13条第2項及び第5項において準用する場合を含む。)の規定によってこの申告をする際に併せて徴収猶予の申告をすることができます。
- 9 木造家屋以外の家屋を建築した場合は、平面図、立面図、仕上表、建具表等の家屋の図面と工事見積書等を添付してください。これらの書類が添付できないときは、不動産取得申告書の附属表を添付してください。
- 10 取得者が複数の場合は、「取得者」欄に連名で記入の上押印してください。また、各自の共有持分を「取得者」欄に記入してください。
- 11 その他詳しいことは、県税事務所(本所又は分室)へお尋ねください。

(表) 不動産取得申告書の附属表

住所(所在地)		杭		打		地		業		有・無																			
氏名(名称)		杭		の		種類																							
種類		根切土量	立方メートル	鉄筋コンクリート量	立方メートル	径	種類	長さ	(メートル)	面積	本数																		
構造		鉄骨コンクリート(デックプレートは除く。)	トン	捨てコンクリート量	立方メートル																								
建床面積	平方メートル	(耐火被覆がされている)鉄骨量	トン	土間コンクリート量	立方メートル																								
延床面積	平方メートル	軽量鉄骨量	トン	()コンクリート量	立方メートル																								
階層	地上階 地下一部・全部階	使用材数量	トン																										
特殊設備	固定椅子	席	金庫	扉	扉	既製間仕切り	有・無	カウンター	有・無	造り付け家具	有・無																		
			書庫	蛍光灯	灯	管所	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無																		
電気設備	動力	キプロット	電灯	蛍光灯	灯	セント	有・無	スイッチ	個	電話	個																		
				白熱灯	灯	有(フロアコンセント有・無)	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無																		
衛生設備	出退表示設備	有・無	無	呼出信号	設備	自動車	有・無	盗難	非	常	有・無																		
				有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無																		
空調設備	使用冷暖熱源	○ターボ冷凍機	○レンジプロ冷凍機	○吸収式冷凍機	○セクショナルボイラー	○煙管ボイラー	○温水缶	設備の種類																					
								○冷暖房 ○自動温湿度調節 ○冷房 ○直接暖房 ○温風暖房 ○熱風暖房 ○パネルヒーテイング (○パッキングエアコン)																					
換気設備	換気設備	有・無	換気扇	セント	台	天井扇	セント	台	ベンチレーター	セント	台																		
				メートル	基	有・無	メートル	ト	有・無	メートル	有・無	有・無																	
換気設備	火災報知	有・無	避雷突針	避雷導体	メートル	消火栓	有・無	ス	有・無	炭酸	ガス	消	火	有・無															
															有・無	有・無	有・無	有・無	有・無										
運搬設備	エレベーター	種類	乗用・()エレベーター	積	載	量	キ	グラム	人	乗	速	度	メ	ートル	分	台	数	台											
																			型	式	○特注インバータ型 ○高速特注インバータ型 ○ホームエレベーター	○交流型 ○低速交流型 ○中速交							
清掃設備	ダムウエーター	(リフト含む)	積	載	量	速	度	キ	ログラム	メ	ートル	分	エ	ス	タ	カ	有・無	気	送	管	有・無	ベ	ルト	コ	ン	ベ	ア	ー	有・無
摘要																													

◎裏面をお読みください。
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列3とする。

(裏)

(注)

- 1 「延床面積」欄は、家屋の外壁又はこれに代わるべき柱の中心線内の面積であり、天井の高さ1.5メートル未満の地階、屋階等特殊階は床面積に算入しないものとし、家屋に附属する屋外の階段(非常階段、避難階段、昇降階段)は屋根及び周壁のある部分について床面積を計算し、記入してください。
- 2 「使用材数量」欄は、根切土量については、建物の基礎その他地下部分の構築のために必要な地表面を所定の深さまで掘り下げる工事によって搬出される土量を記入してください。その他、建物に使用した鉄骨、軽量鉄骨、鉄筋及びコンクリートの使用数量を記入してください。
- 3 「杭打地業」欄は、使用した杭について、木杭、鉄筋コンクリート杭、ペデスタル杭等について記入し、径、長さ及び使用本数を記入してください。
- 4 各項の「有・無」欄又は「○」欄は、該当するものを○で囲むか印をしてください。
- 5 この附属表の各欄のうち、該当欄の記入について不足を生じたときは、別紙により追加作成してください。

別記様式第五十一号中「第73条の2第6項」を「第73条の2第7項」に改める。

別記様式第八十五号の三十五(表)面中「~~控除控除配賦者又は同項第8号~~」を「~~同一生計配賦者又~~

~~は同項第9号~~」に改める。

(広島県税事務取扱規則の一部改正)

第二条 広島県税事務取扱規則(昭和三十五年広島県規則第九十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項を次のように改める。

総務局税務課長は、別記様式第一号による徴税吏員証等記録簿を作成し、広島県税規則(昭和二十九年広島県規則第五十一号。以下「県税規則」という。)別記様式第一号の徴税吏員証若しくは別記様式第二号の県税犯則事件調査吏員証又は納税貯蓄組合法施行規則(昭和三十年広島県規則第十五号)別記様式第二号の納税貯蓄組合質問吏員証(以下この条において「徴税吏員証等」という。)の交付又は返納の経緯を明らかにしなければならぬ。

第二条第二項を削り、同条第三項中「県税事務所長等」を「県税事務所長又は総務局税務課長(以下「県税事務所長等」という。)」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とする。

別記様式第一号を次のように改める。

(半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則の一部改正)

第三条 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則(昭和六十二年広島県規則第六十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号中「第十二条第三項」を「第十二条第五項」に、「第四十五条第二項」を「第四十五条第四項」に改める。

別記様式第三号(裏)(注)6中「電気供給業」を「電気供給業(電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第2号に規定する小売電気事業(これに準ずるものを含む。))を添へ。)」に改める。

(離島振興法に規定する離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部改正)

第四条 離島振興法に規定する離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例施行規則(平成五年広島県規則第五十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号中「第十二条第三項」を「第十二条第五項」に、「第四十五条第二項」を「第四十五条第四項」に改める。

別記様式第三号(裏)(注)6中「電気供給業」を「電気供給業(電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第2号に規定する小売電気事業(これに準ずるものを含む。))を添へ。)」に改める。

(過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部改正)

第五条 過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則(平成十二年広島県規則第百十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号中「第十二条第三項」を「第十二条第五項」に、「第四十五条第二項」を「第四十五条第四項」に改める。

別記様式第三号(裏)(注)6中「電気供給業」を「電気供給業(電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第2号に規定する小売電気事業(これに準ずるものを含む。))を添へ。)」に改める。

(地域再生法に規定する地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則の一部改正)

第六条 地域再生法に規定する地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則(平成二十七年広島県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第五号中「第四十二条の十二第四項」を「第四十二条の十一の二第四項」に、「第六十八条の十五の二第五項」を「第六十八条の十五第五項」に改める。

別記様式第一号(注)2中「第10条第6項第4号」を「第10条第8項第5号」に、「第42条の4第6項第4号」を「第42条の4第8項第6号」に、「第68条の9第6項第

4号]を「第68条の9第8項第5号」に改める。

別記様式第三号^(裏)^{(注)6}中「電気供給業」を「電気供給業（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する小売電気事業（これに準ずるものを含む。）を察へ。）」に改める。

（地域再生法に規定する地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則の一部改正）

第七条 地域再生法に規定する地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第三条第一項第五号中「第十条の四第五項」を「第十条の四の二第五項」に、「第四十条の十一の二第四項」を「第四十二条の十一の三第四項」に改める。

別記様式第二号^{(注)2}中「第10条の4第5項」を「第10条の4の2第5項」及び「第42条の11の2第4項」を「第42条の11の3第4項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条（次号に掲げる改正規定及び別記様式第四十八号の四の改正規定を除く。）及び第二条の規定 平成三十年四月一日

二 第一条中別記様式第八十五号の三十五^(表)面の改正規定 平成三十一年一月一日

三 第七条の規定 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十七号）の施行の日

（経過措置）

2 第一条の規定による改正前の広島県税規則（以下「旧規則」という。）第四条第二号及び第三号の規定による証票は、当分の間、第一条の規定による改正後の広島県税規則（以下「新規則」という。）第四条第二号の規定による証票とみなす。

3 旧規則別記様式第四十八号の一の二、別記様式第四十八号の二、別記様式第四十八号の四、別記様式第五十一号及び別記様式第八十五号の三十五、第三条の規定による改正前の半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則別記様式第三号、第四条の規定による改正前の離島振興法に規定する離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例施行規則別記様式第三号、第五条の規定による改正前の過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則別記様式第三号、第六条の規定による改正前の地域再生法に規定する地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則別記様式第一号及び別記様式第三号並びに第七条の規定による改正前の地域再生法に規定する地方活力向上地域における県税の不均一課

税に関する条例施行規則別記様式第二号により作成された用紙でこの規則の施行の際に県の在庫に係るものは、新規別記様式第四十八号の一の二、別記様式第四十八号の二、別記様式第四十八号の四、別記様式第五十一号及び別記様式第八十五号の三十五、第三条の規定による改正後の半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則別記様式第三号、第四条の規定による改正後の離島振興法に規定する離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例施行規則別記様式第三号、第五条の規定による改正後の過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則別記様式第三号、第六条の規定による改正後の地域再生法に規定する地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則別記様式第一号及び別記様式第三号並びに第七条の規定による改正後の地域再生法に規定する地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則別記様式第二号により作成された用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。